

令和 8 年監査等実施方針

(令和 7 年10月 8 日 監査委員協議会決定)

神奈川県監査委員規程第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づく令和 8 年の監査等実施方針は次のとおりとする。

1 県の行財政運営への貢献

公正で効率的な県の行財政運営の推進を促すため、不適切な事案の有無を監査するとともに、3 E 監査（経済性・効率性・有効性）の観点から改善すべき事項がないか、事務・事業の執行において今後改善又は見直しすべき事項がないかなど、要改善事項を指向した監査を実施する。

2 効率的かつ効果的な監査等の実施

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度を検討するとともに、内部統制に関連する文書の入手及び確認や担当者等への質問等により、監査等の実施時点における内部統制の整備状況及び運用状況について適時に確認し、内部統制に依拠できる程度について十分に検討を行いながら、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、リスクの高い分野の監査に監査資源を配分するとともに、各種の監査等の有機的な連携を図るなどして、効率的かつ効果的に監査等を実施する。

3 県民に分かりやすい情報提供

県民への説明責任を果たし、監査活動に対する県民の理解の一助となるよう、ホームページを活用するとともに、財務監査（定期監査）及び当該監査と併せて実施する行政監査の結果について所属会見を実施するなど、県民に分かりやすく時宜を得た情報提供に努める。

4 監査結果等のフォローアップ

監査の実効性を確保するため、監査で指摘した事項や監査委員による意見などに関するフォローアップを適切に行う。

継続して指摘や注意を受けている所属に対しては、再発防止策の実施状況を確認するなど、特に留意して対応する。

5 その他

監査等実施方針の修正が必要となった場合には、改めて監査委員協議会において協議する。